

2011 暮らしのサポーター通信

点検商法について

ハイライト:

□今月のテーマ

点検商法について

□お知らせ

消費者まつりの開催について

□交流コーナー

コラム

消費者の自立～老人には保護も～

点検商法とは、悪質商法の一つで、「点検」などと呼称して訪問し、点検作業等を行い、嘘をついたり不安をあおることなどにより、必要性のない或いは非常に高価な、商品購入やリフォームなどのサービスの契約を取るという訪問販売です。

特に、今回の東日本大震災による消費者心理を狙った、災害に便乗したリフォーム工事の勧誘などの横行、耐震診断や耐震工事の訪問販売の増加なども懸念されていますので、十分ご注意ください。

1 トラブル事例

●屋根工事

近所で工事をしている業者が、「瓦が壊れているのが見えた」と言って来訪し、業者が屋根に上り、携帯で撮った写真を見せられ、修理が必要と言われ、契約してしまった。その後、自分が屋根に上ってみたが、特に割れたところもなく、高額であるので、キャンセルしたい。

●耐震工事

「無料で耐震診断をする」と来たので依頼した。「このままでは危険だ」と言われ、心配になり床下補強工事として耐震金具を取り付けた。さらに屋根裏にも耐震金具を取り付けたが、本当に必要な工事だったのか。

●水回りのリフォーム工事

「5千円で排水管清掃をしないか」と来たので頼んだ。清掃後、「トイレの床下がぬれているので、このままでは土台が腐って危険だ。早く工事をした方がいい」と言われた。この際なのでシャワー便座の交換と一緒にトイレのリフォーム工事を契約したが、工事がずさんだった。

●シロアリ駆除、床下換気扇

「近所にシロアリが出たので、周りの家を点検している」と来訪があった。床下に入った後、シロアリに食われた柱の写真をみせられた。驚いて



シロアリ駆除、床下換気扇、調湿剤の契約をしたが、落ち着いてから考えると本当にシロアリがいたのか不審だ。

●布団

4年前に訪問販売で布団を買った。最近になり、「布団の状態を見に来た」と知らない業者が来訪した。高価なクリーニングや別の布団を勧められ、断ると、今の布団で寝っていると体に悪いと言われて、断り切れずに契約してしまった。解約したい。

●浄水器

作業服の人が「水道水の検査に来た」と言うので、水道局の人だと思って家に入れた。水道水に試薬をたらすと、黄色に変色した。「変色するのは汚れているから」と言われ不安になった。ペットボトルで水を買うより得だと言われて数十万円の浄水器を契約した。

●火災警報器

「消防署のほうから来た」と来訪し、「火災警報器の設置が義務になった」と説明された市の広報でも火災警報器を設置するようにと載っていたのでちょうどよいと思い、設置を頼んだが、後で価格を調べたところかなり高額だった。設置した数や場所も適切だったのか疑問だ。

2 点検商法の被害にあわないために

★突然、見ず知らずの業者が「点検に来た」と訪問したときは、点検商法の可能性が高いので十分な注意が必要です。

★無料点検は、基本的には「消費者」のことを思ってやっているものではありません。業者が自分の仕事をみつめる・作るためにやっていることをおぼえておきましょう。

★点検商法は、その内容が専門的なものが多く、消費者にとっては分からないことがほとんどですので、プロの言ったことをどうしても信じてしまいがちです。このため、次の点に気をつけてください。

- ・ 契約は、その場で決めず冷静に考える時間を持ちましょう。その時間の中で、他の業者の意見を参考にしたり、見積をもらって相場をしらべてみたり、家族や信頼できる周囲の人・消費者情報センターなどに相談しましょう。

- ・ 悪質商法には、一定のパターンがあったり、はやりなどもあります。このため、官公署やマスコミなどが発する情報等に日ごろから注意をはらってください。

★公的機関を名乗ってきたときは、部署名、氏名を聞いて、その場では契約せずに、後でその機関に確認しましょう。

★特定商取引法では、最初に事業者名と販売の目的であることをはっきりと告げなければならないとされています。尋ねてもはっきりと答えなかったり、不審に感じたりしたときは、きっぱりと断りましょう。できれば、玄関のドアを開けずにインターホンやドア越しのほうが断りやすく、安全です。

3 点検商法の被害にあったら

■すぐにクーリング・オフをしましょう。

・訪問販売で契約（申込み）をした場合、契約書（申込書）を受け取った日から〈「業者に会った日」「契約書にサインした日」「工事をした日」からではないので、注意してください。〉8日以内にクーリング・オフをする旨の通知を送ります。〈ハガキに書いて簡易書留、または内容証明郵便にすると確実です。いずれの場合も控えを保管しておきましょう。〉

・クーリング・オフを行うには理由は必要なく、業者の承諾の必要もありません。

・クーリング・オフを行えば、消費者は一切の費用を負担する必要がないので、

◎工事が着工、または完了していても業者は工事代金を請求することはできません。

◎契約前の状態と変わってしまっている場合は、元の状態に戻すよう業者に請求することができます。

◎布団など手元に商品がある場合は着払い（業者の負担）で返品します。

・クレジット契約をしている場合は、クレジット会社に対しても同様にクーリング・オフをする旨の通知を送ってください。

・業者がクーリング・オフを妨害するため、「これは特別な契約なのでクーリング・オフできない。」などと虚偽の説明をしたり威迫を行ったりして、消費者が誤認または困惑してクーリング・オフを行わなかった場合には、8日を過ぎていても、その業者がクーリング・オフできる旨を記載した書面を改めて交付し、それから8日経過するまでの間は、クーリング・オフを行うことができます。

■次の場合は、契約の取消ができます。

・業者が消費者に契約内容の重要なことについて、ウソの説明をして勧誘した場合に、消費者がそれを信じて契約したとき。

・業者にとって不利益な事実を隠して勧誘（契約総額を言わない、効果がでないこともあることを言わない など）した場合や不確実であるのに確実であると断定的に説明して勧誘（絶対、直ります など）した場合。

・業者から脅迫（危害を加えるかのような言動）を受けて恐怖心で契約したとき。

・しつこく勧誘され、断っても業者が帰らない状態で、困惑してしかたなく契約した場合。

・未成年者が単独で契約を結んだ場合。

・判断能力が著しく低下した高齢者などで、成年後見開始決定後に単独で結んだ契約。

※また、「契約の解除はいかなる理由があってもできません」、「いかなる場合でも解約料は70パーセント」などの、消費者にとって不利益な契約条項は無効となります。

徳島県消費者情報センター

〒770-0851
徳島市徳島町城内2番地1
とくぎんトモニプラザ 5階

・相談電話 088-623-0110
・啓発受付 088-625-8285
・事務担当 088-623-0612
・ファクシミリ 088-623-0174

Email: t-shouhi@mail.pref.tokushima.lg.jp
ホームページ
<http://www1.pref.tokushima.jp/shohi/>

交流コーナー

くらしのサポーターのみなさんの質問や情報をお待ちしています。

くらしのコラム

消費者の自立～老人には保護も～

消費者問題で悪徳商法とか悪質商法とか言われるが、悪徳と悪質の違いが分からなかった。誰に聞いたか記憶はないが、一般には悪質商法の表現がいいと言われた。悪徳商人のように人徳云々ではなく、商法・商売の方法が悪質であるからだ。

私の家にも当選商法、架空請求からマンション経営まで舞い込んでくる。電話で断ったと思ったら玄関のチャイムが鳴る。何かと思ったら点検商法である。いろいろなことで電話口や玄関口に呼びつけられる。電話番号の不掲載や居留守を使いたくなる。

政治・行政は、消費者保護よりも消費者の自立を強調するが、老人には厳しい。

くらしのサポーター 三原茂雄

「2011消費者まつり」の開催について

テーマ：「地域で広げよう 消費者の安全・安心」

消費者月間である5月に消費者同士の交流の場を設け、消費生活情報の提供および消費者教育・啓発に関する事業を実施し、消費者の自立支援および行政・事業者との交流・連携のネットワークの拡大を図ることを目的として開催します。ご参加ください。

1日 時 平成23年5月14日（土）11:00～15:30

2場 所 とくぎんトモニプラザ（徳島県青少年センター）
3階大会議室・2階体育室

3主 催 徳島県・NPO法人徳島県消費者協会

4共 催 徳島県金融広報委員会

5入場料 無料

6開催内容 消費者宣言（消費者活動に関する発表、寸劇）・講演会・
展示販売および活動報告・啓発展示等



くらしのサポーター担当者より

3月11日に発生した東日本大震災においてお亡くなりになられた方々にお悔やみを申し上げますとともに、被災された地域の皆様には心よりお見舞いを申し上げます。

被災した工場などの影響で一部資材・部品等が不足していることは確かですが生活物資は概ね十分な供給能力があります。皆様方におかれましては、商品の購入などにおいて、風評などにまどわされず、冷静な対応をお願いいたします。